

平成23年度宅地建物取引主任者資格試験 の結果について

試験部

はじめに

本稿においては、平成23年度に実施した宅地建物取引主任者資格試験（以下、「宅建試験」という。）の結果について、申込者、受験者及び合格者ごとに、最近10年間の年度・ブロック別・男女別・年代別・職業別の内訳、職業別・男女別平均年齢について、それぞれデータに基づき説明しています。

続いて、登録講習修了者、18歳未満、60歳以上、世代別及び受付区分別の状況について、それぞれ記述しています。

なお、本稿の末尾に、平成23年度宅建試験実施結果の概要・総括表・内訳の表及び問題と解答を付しています。

I 申込者

1 概要

平成23年度は、郵送受付を7月1日（金）から8月1日（月）まで、インターネット受付については7月1日（金）から7月15日（金）までの間に行いました。

申込者は、231,596人（一般受験者192,996人、登録講習修了者38,600人）で、22年度比では3,382人（1.5%）増加しました。これを一般受験者と登録講習修了者別にみると、一般受験者は2,520人、登録講習修了者は862人のそれぞれ増加となっています。

登録講習修了者は、指定講習から登録講習

へ移行した17年度から20年度までは増加傾向を示していましたが、21年度に減少に転じ、22年度も連続の減少となったところですが、23年度は前年度比862人増の38,600人となっています（1-①表）。

なお、受付区分ごとの申込者数は、郵送受付184,554人（前年度比1,841人増）インターネット受付47,042人（同1,541人増）となっています。このうち、インターネット受付については、導入年度の平成17年度（利用率10.2%）以来、利用率が毎年増加しており、23年度は20.3%となっています。

1-①表 申込者年度別推移

年度	人数	対前年度比		一般	登録講習修了者
平成14年度	209,672	5,043	2.5%	204,915	4,757
平成15年度	210,182	510	0.2%	205,705	4,477
平成16年度	216,830	6,648	3.2%	212,524	4,306
平成17年度	226,665	9,835	4.5%	206,097	20,568
平成18年度	240,278	13,613	6.0%	209,870	30,408
平成19年度	260,633	20,355	8.5%	222,894	37,739
平成20年度	260,591	▲42	▲0.02%	217,750	42,841
平成21年度	241,944	▲18,647	▲7.2%	201,185	40,759
平成22年度	228,214	▲13,730	▲5.7%	190,476	37,738
平成23年度	231,596	3,382	1.5%	192,996	38,600

2 申込者の状況

(1) ブロック別

申込者について、ブロック別くブロックの内訳は、別紙の平成23年度宅建試験実施結果【総括表】（以下「総括表」という。）参照>にみると、中国・四国ブロックを除くすべて

のブロックで増加しました。

なお、ブロック別の割合は、例年どおり一都三県が最も多く、全体の41.7%を占めています（1-②表）。

1-②表 申込者ブロック別内訳

地域	人数	対前年度比	構成比	
北海道・東北	16,547	208	1.3%	7.1%
北関東・甲信越	14,316	68	0.5%	6.2%
一都三県	96,558	1,107	1.2%	41.7%
北陸・東海	26,615	436	1.7%	11.5%
近畿	40,028	539	1.4%	17.3%
中国・四国	13,989	▲41	▲0.3%	6.0%
九州・沖縄	23,543	1,065	4.7%	10.2%
【計】	231,596	3,382	1.5%	—

次に、都道府県別にみると、絶対数ではやはり都市部の申込者が多く、最も多い東京が4万人台、次いで神奈川が2万人台、続いて、大阪、埼玉、千葉、愛知、福岡、兵庫が1万人台となっています。

増減の状況を見ると、増加数の多いのは、東京602人、福岡427人、埼玉368人、沖縄358人、静岡265人、兵庫259人、北海道248人、神奈川170人、大阪111人、青森108人となっており、一方、減少したのは、福島86人、宮城61人、山形60人、茨城55人、以下11県となっています（総括表）。

(2) 男女別

男女別では、男性が171,696人で前年度比2,024人（1.2%）の増加、女性が59,900人で前年度比1,358人（2.3%）の増加となっています（1-③表）。

1-③表 申込者男女別内訳

性別	人数	対前年度比	構成比	
男	171,696	2,024	1.2%	74.1%
女	59,900	1,358	2.3%	25.9%
【計】	231,596	3,382	1.5%	—

(3) 年代別

年代別にみると、20代が74,697人（前年度比349人減）、30代が74,764人（同264人減）、20歳未満が3,562人（同60人減）とそれぞれ減少しました。

一方、40代48,052人（同2,784人増）、60歳以上の7,662人（同667人増）、及び50代22,859人（同604人増）は増加しています。全体の申込者が、前年度から3,000人強増える中で、30代以下が減少したことが23年度の特徴となっています。

なお、全体に占める割合は、従前は全体の70%強を占めていた20代・30代が、20年度から70%を割り込むようになり、23年度も64.6%（20代32.3%、30代32.3%）と、4年連続の70%割れとなっています（1-④表）。

1-④表 申込者年代別内訳

年代	人数	対前年度比	構成比	
20歳未満	3,562	▲60	▲1.7%	1.5%
20代	74,697	▲349	▲0.5%	32.3%
30代	74,764	▲264	▲0.4%	32.3%
40代	48,052	2,784	6.2%	20.7%
50代	22,859	604	2.7%	9.9%
60歳以上	7,662	667	9.5%	3.3%
【計】	231,596	3,382	1.5%	—

(4) 職業別

職業別の申込者数は、最も多いのが不動産業の68,375人（前年度比1,582人増）、次いで他業種52,654人（同640人増）、建設業38,094人（同936人増）、その他22,702人（同134人増）、金融業22,061人（同390人増）、学生20,183人（同373人減）、主婦7,527人（同73人増）の順で続いています。

増減の状況を見ると、学生（同373人、1.8%減）が減少しましたが、他の職種はいずれも増加しています。

平成23年度は、20年度に減少に転じた不動産業が、前年度比2.4%増と4年ぶりに増加

となった一方、同じく20年度から減少傾向を見せ、22年度に増加に転じた学生が、同1.8%減と再び減少となったことが特徴となっています（1-⑤表）。

職業別の平均年齢は、最も高いのが主婦の40.7歳、次いでその他の39.1歳、以下、他業種38.9歳、建設業38.1歳、金融業36.9歳、不動産業34.9歳、学生21.5歳となっており、ほぼ例年どおりの順となっています（1-⑥表）。

また、申込者全体の平均年齢は36.0歳（前年度35.7歳）で、男性は36.5歳（同36.3歳）、女性は34.3歳（同34.0歳）となり、いずれも過去最も高くなっています（1-⑦表）。

1-⑤表 申込者職業別内訳

職業	人数	対前年度比		構成比
不動産業	68,375	1,582	2.4%	29.5%
金融業	22,061	390	1.8%	9.5%
建設業	38,094	936	2.5%	16.4%
他業種	52,654	640	1.2%	22.7%
学生	20,183	▲373	▲1.8%	8.7%
主婦	7,527	73	1.0%	3.3%
その他	22,702	134	0.6%	9.8%
【計】	231,596	3,382	1.5%	—

1-⑥表 申込者職業別平均年齢

職業	年齢	対前年度比
不動産業	34.9	0.1
金融業	36.9	0.2
建設業	38.1	0.3
他業種	38.9	0.3
学生	21.5	0.0
主婦	40.7	0.4
その他	39.1	0.5
【全業種平均】	36.0	0.3

1-⑦表 申込者男女別平均年齢

性別	年齢
男	36.5
女	34.3
全体	36.0

Ⅱ 受験者

1 概要

平成23年度の宅建試験は、10月16日（日）、全国213会場、3,792試験室で実施しました。

申込者231,596人のうち、43,024人が欠席し、受験者は188,572人で前年度比2,030人（1.1%）の増となっています（2-①表）。

受験率は81.4%で、22年度の81.7%に比べ、23年度は0.3ポイント下降しました。なお、受験率については、22年度は平成9年度以来13年ぶりに81%台となりましたが、23年度も引き続き81%台を維持しています。

2-①表 受験者年度別推移

年度	人数	対前年度比		一般	登録講習修了者
平成14年度	169,657	4,553	2.8	165,267	4,390
平成15年度	169,625	▲32	▲0.02	165,586	4,039
平成16年度	173,457	3,832	2.3	169,513	3,944
平成17年度	181,880	8,423	4.9	162,771	19,109
平成18年度	193,573	11,693	6.4	165,831	27,742
平成19年度	209,684	16,111	8.3	175,541	34,143
平成20年度	209,415	▲269	▲0.1	170,955	38,460
平成21年度	195,515	▲13,900	▲6.6	158,909	36,606
平成22年度	186,542	▲8,973	▲4.6	152,585	33,957
平成23年度	188,572	2,030	1.1	153,906	34,666

2 受験者の状況

(1) ブロック別

ブロック別の受験率をみると、23年度はすべてのブロックで80%を超えており、その中でも中国・四国ブロック及び九州・沖縄ブロ

ックが82.3%と最も高くなっています。

2-②表 受験者ブロック別内訳

地域	人数	対前年度比		構成比	受験率
北海道・東北	13,551	64	0.5%	7.2%	81.9%
北関東・甲信越	11,673	156	1.4%	6.2%	81.5%
一都三県	77,788	569	0.7%	41.3%	80.6%
北陸・東海	21,856	84	0.4%	11.6%	82.1%
近畿	32,820	303	0.9%	17.4%	82.0%
中国・四国	11,513	▲106	▲0.9%	6.1%	82.3%
九州・沖縄	19,371	960	5.2%	10.3%	82.3%
【計】	188,572	2,030	1.1%	—	81.4%

なお、都道府県別の受験率をみると、上位は、山形84.7%、佐賀83.9%、熊本83.5%、高知・長崎83.3%、岡山83.2%、下位は、山梨79.2%、大分79.6%、東京79.7%、富山79.8%、和歌山・徳島80.0%の順となっています（総括表）。

(2) 男女別

男性の受験者は139,148人で、前年度比では1,102人（0.8%）増加し、一方、女性の受験者は49,424人で、同928人（1.9%）の増加となっています。

受験率をみると、男性81.0%、女性82.5%と、例年どおり女性の方が高くなっています（2-③表）。

2-③表 受験者男女別内訳

性別	人数	対前年度比		構成比	受験率
男	139,148	1,102	0.8%	73.8%	81.0%
女	49,424	928	1.9%	26.2%	82.5%
【計】	188,572	2,030	1.1%	—	81.4%

(3) 年代別

受験者を年代別にみると、20代・30代の割合が全体の64.5%（20代が61,382人・32.6%、30代が60,220人・31.9%）と、例年どおり大勢を占めてはいるものの、申込者と同様に、4年連続で70%を割り込んでいます。前年度比でみると、20歳未満（2.6%）、20代（1.0%）、

30代（0.5%）が減少する中、60歳以上（9.2%）、40代（5.5%）と50代（2.5%）が増加したことが申込者同様、23年度の特徴となっています。

受験率については、各年代で80%台となっていますが、その中でも20歳未満が88.9%と最も高い受験率となっています（2-④表）。

2-④表 受験者年代別内訳

年代	人数	対前年度比		構成比	受験率
20歳未満	3,167	▲86	▲2.6%	1.7%	88.9%
20代	61,382	▲598	▲1.0%	32.6%	82.2%
30代	60,220	▲291	▲0.5%	31.9%	80.5%
40代	36,556	1,997	5.5%	20.4%	80.2%
50代	18,749	459	2.5%	9.9%	82.0%
60歳以上	6,498	549	9.2%	3.4%	84.8%
【計】	188,572	2,030	1.1%	—	81.4%

(4) 職業別

受験者を職業別にみると、最も多いのが不動産業の58,024人、次いで他業種41,792人、建設業29,701人、その他18,534人、学生17,210人、金融業17,038人、主婦6,273人の順となっています。

増減の状況をみると、申込者同様、学生（前年度比450人、2.5%減）が減少しましたが、他の職種はいずれも増加しています。

職業別の構成比をみると、不動産業は30.8%と前年度比0.3%増となりましたが、21年度から3年連続して3分の1を切っています。

受験率は、学生（85.3%）、不動産業（84.9%）、主婦（83.3%）、その他（81.6%）が80%台を確保し、他の3職種は80%を切っています（2-⑤表）。

受験者の職業別の平均年齢をみると、高い順に、主婦40.9歳、その他39.3、他業種39.2歳、建設業38.0歳、金融業37.2歳、不動産業34.8歳、学生21.4歳となっており、主婦が高いのは申込者と同様に例年と変わりはありません。

せん（2-⑥表）。

また、受験者全体の平均年齢は35.9歳で、男性は36.5歳、女性は34.3歳となっており、申込者同様、いずれも過去最も高くなっています（2-⑦表）。

2-⑤表 受験者職業別内訳

職業	人数	対前年度比		構成比	受験率
不動産業	58,024	1,218	2.1%	30.8%	84.9%
金融業	17,038	190	1.1%	9.0%	77.2%
建設業	29,701	552	1.9%	15.8%	78.0%
他業種	41,792	328	0.8%	22.2%	79.4%
学生	17,210	▲450	▲2.5%	9.1%	85.3%
主婦	6,273	71	1.1%	3.3%	83.3%
その他	18,534	121	0.7%	9.8%	81.6%
【計】	188,572	2,030	1.1%	—	81.4%

2-⑥表 受験者職業別平均年齢

職業	年齢	対前年度比
不動産業	34.8	0.1
金融業	37.2	0.2
建設業	38.0	0.2
他業種	39.2	0.4
学生	21.4	0.0
主婦	40.9	0.5
その他	39.3	0.5
【全業種平均】	35.9	0.3

2-⑦表 受験者男女別平均年齢

性別	年齢
男	36.5
女	34.3
全体	35.9

Ⅲ 合格者

1 概要

平成23年度の合格発表は、11月30日（水）に行いました。合格発表に当たっては、都道

府県ごとの掲示及び機構ホームページへの掲載に加えて、平成17年度から開始した携帯電話を利用して合否確認ができるシステムを引き続き設定しました。

23年度の合格者総数は30,391人（一般受験者23,717人、登録講習修了者6,674人）で、前年度に比べて2,080人（7.3%）の増となっています（3-①表）。

合格者数は、合格率が16.1%と前年度の15.2%から0.9ポイント上昇したことから、2年ぶりに増加しました。なお、今年度の試験においては、全問正解者は出ていません。

3-①表 合格者年度別推移

年度	人数	対前年度比		一般	登録講習修了者
平成14年度	29,423	4,220	16.7%	28,455	968
平成15年度	25,942	▲3,481	▲11.8%	24,951	991
平成16年度	27,639	1,697	6.5%	26,735	904
平成17年度	31,520	3,881	14.0%	25,971	5,549
平成18年度	33,191	1,671	5.3%	26,158	7,033
平成19年度	36,203	3,012	9.1%	26,694	9,509
平成20年度	33,946	▲2,257	▲6.2%	25,256	8,690
平成21年度	34,918	972	2.9%	25,192	9,726
平成22年度	28,311	▲6,607	▲18.9%	21,614	6,697
平成23年度	30,391	2,080	7.3%	23,717	6,674

2 合格者の状況

(1) ブロック別

ブロック別の合格者をみると、例年どおり一都三県が13,571人（合格率17.4%）と、人数・合格率共にトップの位置を堅持しており、この状況は例年と変わりはありません（3-②表）。

3-②表 合格者ブロック別内訳

地域	人数	対前年度比	構成比	合格率	
北海道・東北	1,943	108	5.9%	6.4%	14.3%
北関東・甲信越	1,612	98	6.5%	5.3%	13.8%
一都三県	13,571	1,068	8.5%	44.7%	17.4%
北陸・東海	3,541	25	0.7%	11.7%	16.2%
近畿	5,133	404	8.5%	16.9%	15.6%
中国・四国	1,842	72	4.1%	6.1%	16.0%
九州・沖縄	2,749	305	12.5%	9.0%	14.2%
【計】	30,391	2,080	7.3%	—	16.1%

なお、都道府県別の合格率をみると、上位は、東京17.9%、鳥取17.4%、愛知17.3%、神奈川・山口・愛媛17.2%、千葉17.0%、下位は、山梨11.6%、沖縄11.8%、長野12.3%、石川12.6%、栃木13.2%となっています（総括表）。

(2) 男女別

男女別の合格者をみると、男性が21,787人で前年度比1,153人（5.6%）増、女性が8,604人で同927人（12.1%）増となっています。

一方、男性の合格率は15.7%、女性の合格率は17.4%と、前年度に比べ、男性は0.8ポイント、女性は1.6ポイント増加しましたが、女性の合格率が男性を上回るのは例年どおりですが、その差は、19年度に0.7ポイントに縮小した後、20年度・21年度は1ポイント台となり、22年度はその差が0.9ポイントまで縮小しましたが、23年度は1.7ポイントと再びその差が拡大しています。

また、その構成比も男性71.7%、女性28.3%となり、男性が前年度に比べ1.2ポイント減少しています（3-③表）。

3-③表 合格者男女別内訳

性別	人数	対前年度比	構成比	合格率	
男	21,787	1,153	5.6%	71.7%	15.7%
女	8,604	927	12.1%	28.3%	17.4%
【計】	30,391	2,080	7.3%	—	16.1%

(3) 年代別

合格者を年代別にみると、合格者数は30代の10,495人（構成比34.5%）、20代9,949人（同32.7%）、40代5,972人（同19.7%）の順となっています。20年度までトップを維持してきた20代は、21年度にその座を30代に譲ったところですが、23年度も20代は第2順位であり、3年連続となっています。

また、年代別の合格率をみると、30代（17.4%）、20代（16.2%）及び40代（15.5%）が高く、他の世代は14%台以下となっています（3-④表）。

3-④表 合格者年代別内訳

年代	人数	対前年度比	構成比	合格率	
20歳未満	428	▲62	▲12.7%	1.4%	13.5%
20代	9,949	394	4.1%	32.7%	16.2%
30代	10,495	467	4.7%	34.5%	17.4%
40代	5,972	712	13.5%	19.7%	15.5%
50代	2,687	383	16.6%	8.8%	14.3%
60歳以上	860	186	27.6%	2.8%	13.2%
【計】	30,391	2,080	7.3%	—	16.1%

(4) 職業別

職業別の合格者数は、最も多いのが不動産業の8,419人（構成比27.7%）、次いで他業種7,573人（同24.9%）、その他4,012人（同13.2%）、建設業3,242人（同10.7%）、学生2,873人（同9.5%）、金融業2,851人（同9.4%）、主婦1,421人（同4.7%）の順となっています。このうち、学生は、18年度から2年連続で3位となりましたが、20年度は4位、21年度・22年度は6位と順位を下げていたものの、23年度は5位に上がっています。

構成比をみると、他業種、主婦、建設業が増加し、不動産業、金融業、学生、その他は減少しました。また、他業種は、合格者の増加率が最も高くなっています。

職業別の合格率は、主婦の22.7%が最も高く、次いでその他の21.6%、他業種18.1%、

金融業・学生16.7%、不動産業14.5%、建設業10.9%の順となっています。

23年度は、主婦がその他と入れ替わり、3年ぶりに1位となったことと、22年度に5位であった学生が、4位に順位を上げたことが特徴となっています（3-⑤表）。

3-⑤表 合格者職業別内訳

職業	人数	対前年度比	構成比	合格率	
不動産業	8,419	352	4.4%	27.7%	14.5%
金融業	2,851	13	0.5%	9.4%	16.7%
建設業	3,242	286	9.7%	10.7%	10.9%
他業種	7,573	835	12.4%	24.9%	18.1%
学生	2,873	98	3.5%	9.5%	16.7%
主婦	1,421	304	27.2%	4.7%	22.7%
その他	4,012	192	5.0%	13.2%	21.6%
【計】	30,391	2,080	7.3%	—	16.1%

合格者の職業別の平均年齢は、主婦が38.9歳と最も高く、次いで他業種38.3歳、その他37.9歳、建設業37.6歳、金融業36.8歳、不動産業34.6歳、学生21.6歳の順で、主婦と他業種が例年どおり高くなっています（3-⑥表）。

合格者の平均年齢は35.4歳と、申込者の36.0歳及び受験者の35.9歳より低くなっており、この傾向も例年と違いはありません。

なお、男女別の平均年齢は、男性36.0歳、女性34.1歳となっており、過去最も高くなっています（3-⑦表）。

3-⑥表 合格者職業別平均年齢

職業	年齢	対前年度比
不動産業	34.6	0.4
金融業	36.8	0.6
建設業	37.6	0.6
他業種	38.3	0.2
学生	21.6	0.1
主婦	38.9	0.1
その他	37.9	0.6
【全業種平均】	35.4	0.5

3-⑦表 合格者男女別平均年齢

性別	年齢
男	36.0
女	34.1
全体	35.4

Ⅳ 登録講習修了者の状況

平成23年度の登録講習修了者の状況をみると、申込者38,600人（前年度37,738人）、受験者34,666人（同33,957人）となっています。申込者・受験者は、17年度から20年度までは増加傾向でしたが、21年度・22年度は減少となり、23年度は再び増加に転じています。

また、申込者が全体に占める割合は、前年度の16.5%から23年度は16.7%と微増になりました。

登録講習修了者の受験率をみると、89.8%（前年度90.0%）と22年度から0.2ポイント減少しています。

一方、合格者については、6,674人（全体の合格者30,391人、構成比22.0%）と、前年度の6,697人（全体の合格者28,311人、構成比23.7%）から23人の減少となっています。

また、合格率も22年度の19.7%に比べ、23年度は19.3%と0.4ポイント低下しています（4-①表）。

4-①表 登録講習修了者受験状況

性別	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
男	28,413	25,417	89.5	4,597	18.1
女	10,187	9,249	90.8	2,077	22.5
【計】	38,600	34,666	89.8%	6,674	19.3%
全体に占める割合	16.7%	18.4%	—	22.0%	—

V 18歳未満、60歳以上及び世代別等の状況

1 18歳未満

申込者197人（前年度155人）、受験者175人（同138人）、合格者9人（同6人）、合格率5.1%（同4.3%）となっています。（4-②表）

男性の最年少の合格者は16歳（神奈川県）で、女性は17歳（京都）となっています。

なお、これまでの最年少合格記録は、男性は12歳（18年度・大阪）で、女性は14歳（12年度・神奈川県）となっています（4-③表）。

4-②表 18歳未満受験状況

年齢	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
18歳未満	197	175	88.8%	9	5.1%

4-③表 最年少合格者

性別	年齢（都道府県）	従来の記録（年度・都道府県）
男	16歳（神奈川県）	12歳（18・大阪）
女	17歳（京都）	14歳（12・神奈川県）

2 60歳以上

申込者7,662人（前年度6,995人）、受験者6,498人（同5,949人）、合格者860人（同674人）と、それぞれ増加しています。

合格率は13.2%（同11.3%）と、1.9ポイント上昇しています（4-④表）。

男性の最年長の合格者は、78歳（埼玉）で、女性は75歳（神奈川県）となっています。

なお、これまでの最年長合格記録は、男性は90歳（17年度・東京）で、女性は80歳（5年度・東京）となっています（4-⑤表）。

4-④表 60歳以上の受験状況

区分	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
60歳以上	7,662	6,498	84.8%	860	13.2%

4-⑤表 最年長合格者

性別	年齢（都道府県）	従来の記録（年度・都道府県）
男	78歳（埼玉）	90歳（17・東京）
女	75歳（神奈川県）	80歳（5・東京）

3 世代別

申込者、受験者及び合格者とも例年どおり、昭和生まれが大多数（91%以上）を占めている状況に変わりはありません。大正生まれは、20年度から4年連続で合格者がゼロ（申込者3人、受験者3人）となっている一方、平成生まれの合格者は、22年度の1,581人から2,576人に増えています（4-⑥表）。

4-⑥表 世代別の受験状況

区分	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
大正生まれ	3	3	100.0%	0	0.0%
	0	0	-	0	-
昭和生まれ	3	3	100.0%	0	0.0%
	158,178	127,571	81.7%	19,914	15.6%
平成生まれ	53,839	44,153	82.0%	7,901	17.9%
	212,017	171,724	81.0%	27,815	16.2%
【計】	13,515	11,574	85.6%	1,873	16.2%
	6,061	5,721	87.0%	703	13.3%
【計】	19,576	16,845	86.0%	2,576	15.3%
	171,696	139,148	81.0%	21,787	15.7%
	59,900	49,424	82.5%	8,604	17.4%
	231,596	188,572	81.4%	30,391	16.1%

*注：各世代の上段は男性、下段は女性の数値である。

4 受付区分別

インターネット受付の申込者は、平成17年度の導入以来、毎年郵送受付の申込者より4～5%程度（23年度は5.8%）合格率が高くなっています（4-⑦表）

4-⑦表 受付区分別の受験状況

区分	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
郵送	184,554	149,427	81.0	22,290	14.9
インターネット	47,042	39,145	83.2	8,101	20.7
【計】	231,596	188,572	81.4%	30,391	16.1%

Ⅵ 正解番号及び合否判定基準

1 正解番号

正解番号は、都道府県ごとに合格発表日以降、原則として3日間、合格者名簿・合否の判定基準と共に掲示しています。

また、機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）には、合格者受験番号・正解番号・合否の判定基準を合格発表日以降2か月間掲載しています。

2 合否判定基準

平成23年度の合否判定基準は、50問中「36問以上」としています。ただし、登録講習修了者（宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部を免除された者）について

は、45問中「31問以上」としています。

おわりに

インターネット受付を導入して以来7年目となる今年度の宅建試験において、20.3%と当初目標であるインターネット利用率20%を達成しました。関係者のご尽力に感謝を申し上げます。なお今後は、「政府の“IT新改革戦略”（平成18年1月）」に掲げられた、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続における、オンライン利用率を「50%」以上にすることを目指し、引き続き利用促進を図っていきたいと考えております。

平成23年度の試験問題において、問48の選択肢2の「対前年度比」は、「対前年比」の誤記であり、本問は正解肢のない問題であることが判明したため、問48については、すべての受験者の解答を正解としています。

今後とも適正かつ確実な試験の実施とともに、良好な受験環境の整備・確保につき、関係各位の御協力をお願いする次第です。

平成23年度宅地建物取引主任者資格試験実施結果【概要】

1 受付総数

(単位：人)

23年度	22年度	増(▲)減	増減率(%)	備考
231,596	228,214	3,382	1.5	22年度→▲13,730人、5.7%減

2 各区分別

(単位：人、歳)

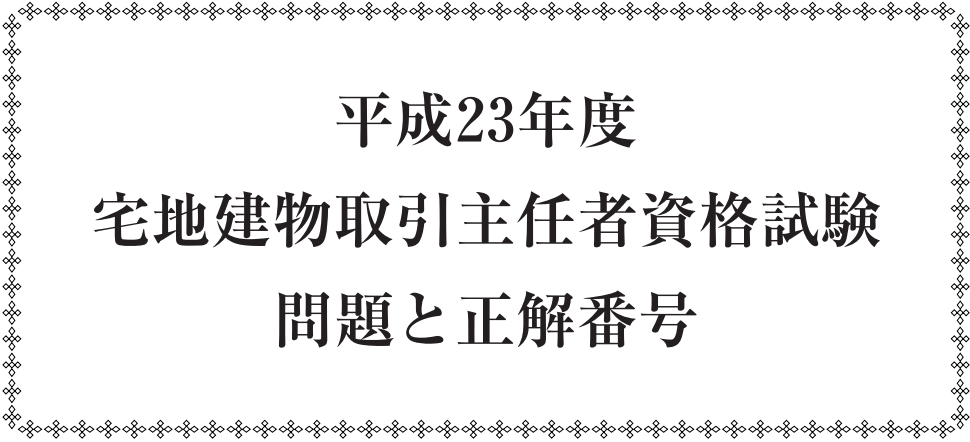
区分	申込者	受験者	合格者	合格率(%)	備考	
全体	231,596	188,572	30,391	16.1		
男性	171,696	139,148	21,787	15.7		
女性	59,900	49,424	8,604	17.4		
一般受験者	192,996	153,906	23,717	15.4		
男性	143,283	113,731	17,190	15.1		
女性	49,713	40,175	6,527	16.2		
登録講習修了者	38,600	34,666	6,674	19.3		
男性	28,413	25,417	4,597	18.1		
女性	10,187	9,249	2,077	22.5		
平均年齢	36.0	35.9	35.4	—		
男性	36.5	36.5	36.0	—		
女性	34.3	34.3	34.1	—		
年代別	20歳未満	3,562	3,167	428	13.5	※最年少合格者：16歳・男
	20代	74,697	61,382	9,949	16.2	
	30代	74,764	60,220	10,495	17.4	
	40代	48,052	38,556	5,972	15.5	
	50代	22,859	18,749	2,687	14.3	
	60歳以上	7,662	6,498	860	13.2	※最年長合格者：78歳・男
[計]	231,596	188,572	30,391	16.1		
職業別	不動産業	68,375	58,024	8,419	14.5	
	金融業	22,061	17,038	2,851	16.7	
	建設業	38,094	29,701	3,242	10.9	
	他業種	52,654	41,792	7,573	18.1	
	学生	20,183	17,210	2,873	16.7	
	主婦	7,527	6,273	1,421	22.7	
	その他	22,702	18,534	4,012	21.6	
[計]	231,596	188,572	30,391	16.1		
世代別	大正生まれ	3	3	0	0.0	
	昭和生まれ	212,017	171,724	27,815	16.2	
	平成生まれ	19,576	16,845	2,576	15.3	
	[計]	231,596	188,572	30,391	16.1	
受付別	郵送	184,554	149,427	22,290	14.9	
	インターネット	47,042	39,145	8,101	20.7	※インターネット利用率：20.3%
	[計]	231,596	188,572	30,391	16.1	
参考	18歳未満	197	175	9	5.1	
	60歳以上	7,662	6,498	860	13.2	

平成23年度宅地建物取引主任者資格試験実施結果【総括表】

		申込者		前年度比		受験者	受験率	合格者	合格率
		23年度	22年度	増(▲)減	増(▲)減率				
北海道・東北	北海道	6,493	6,245	248	4.0	5,386	83.0	791	14.7
	青森	1,160	1,052	108	10.3	949	81.8	137	14.4
	岩手	1,265	1,245	20	1.6	1,039	82.1	144	13.9
	宮城	3,843	3,904	▲61	▲1.6	3,078	80.1	412	13.4
	秋田	862	823	39	4.7	702	81.4	105	15.0
	山形	1,020	1,080	▲60	▲5.6	864	84.7	142	16.4
	福島	1,904	1,990	▲86	▲4.3	1,533	80.5	212	13.8
北関東・甲信越	茨城	3,441	3,496	▲55	▲1.6	2,779	80.8	406	14.6
	栃木	2,526	2,447	79	3.2	2,068	81.9	273	13.2
	群馬	2,641	2,637	4	0.2	2,183	82.7	326	14.9
	新潟	2,317	2,349	▲32	▲1.4	1,924	83.0	278	14.4
	山梨	1,032	1,031	1	0.1	817	79.2	95	11.6
	長野	2,359	2,288	71	3.1	1,902	80.6	234	12.3
一都三県	埼玉	16,552	16,184	368	2.3	13,494	81.5	2,287	16.9
	千葉	13,288	13,321	▲33	▲0.2	10,723	80.7	1,820	17.0
	東京都	44,424	43,822	602	1.4	35,393	79.7	6,335	17.9
	神奈川	22,294	22,124	170	0.8	18,178	81.5	3,129	17.2
北陸・東海	富山	1,099	1,067	32	3.0	877	79.8	140	16.0
	石川	1,557	1,604	▲47	▲2.9	1,262	81.1	159	12.6
	福井	719	716	3	0.4	591	82.2	88	14.9
	岐阜	2,697	2,604	93	3.6	2,237	82.9	357	16.0
	静岡	5,594	5,329	265	5.0	4,579	81.9	679	14.8
	愛知	12,711	12,677	34	0.3	10,503	82.6	1,814	17.3
	三重	2,238	2,182	56	2.6	1,807	80.7	304	16.8
近畿	滋賀	2,144	2,132	12	0.6	1,769	82.5	245	13.8
	京都	4,996	4,923	73	1.5	4,060	81.3	660	16.3
	大阪	19,205	19,094	111	0.6	15,799	82.3	2,417	15.3
	兵庫	10,175	9,916	259	2.6	8,359	82.2	1,400	16.7
	奈良	2,562	2,493	69	2.8	2,076	81.0	297	14.3
	和歌山	946	931	15	1.6	757	80.0	114	15.1
中国・四国	鳥取	414	445	▲31	▲7.0	334	80.7	58	17.4
	島根	696	678	18	2.7	566	81.3	91	16.1
	岡山	2,662	2,651	11	0.4	2,216	83.2	336	15.2
	広島	4,320	4,355	▲35	▲0.8	3,574	82.7	563	15.8
	山口	1,506	1,438	68	4.7	1,224	81.3	211	17.2
	徳島	807	813	▲6	▲0.7	646	80.0	98	15.2
	香川	1,252	1,253	▲1	▲0.1	1,021	81.5	162	15.9
	愛媛	1,726	1,769	▲43	▲2.4	1,427	82.7	245	17.2
	高知	606	628	▲22	▲3.5	505	83.3	78	15.4
九州・沖縄	福岡	10,701	10,274	427	4.2	8,804	82.3	1,291	14.7
	佐賀	863	811	52	6.4	724	83.9	102	14.1
	長崎	1,531	1,473	58	3.9	1,275	83.3	173	13.6
	熊本	2,363	2,376	▲13	▲0.5	1,974	83.5	285	14.4
	大分	1,297	1,302	▲5	▲0.4	1,033	79.6	163	15.8
	宮崎	1,270	1,173	97	8.3	1,027	80.9	170	16.6
	鹿児島	2,271	2,180	91	4.2	1,873	82.5	250	13.3
	沖縄	3,247	2,889	358	12.4	2,661	82.0	315	11.8
【合計】		231,596	228,214	3,382	1.5	188,572	81.4	30,391	16.1

平成23年度宅地建物取引主任者資格試験実施結果【内訳】

		一般受験者					登録講習修了者				
		申込者	受験者	受験率	合格者	合格率	申込者	受験者	受験率	合格者	合格率
北海道・東北	北海道	5,373	4,382	81.6	635	14.5	1,120	1,004	89.6	156	15.5
	青森	1,054	852	80.8	116	13.6	106	97	91.5	21	21.6
	岩手	1,150	933	81.1	135	14.5	115	106	92.2	9	8.5
	宮城	3,192	2,500	78.3	333	13.3	651	578	88.8	79	13.7
	秋田	758	607	80.1	86	14.2	104	95	91.3	19	20.0
	山形	878	734	83.6	121	16.5	142	130	91.5	21	16.2
北関東・甲信越	福島	1,688	1,335	79.1	177	13.3	216	198	91.7	35	17.7
	茨城	2,901	2,282	78.7	318	13.9	540	497	92.0	88	17.7
	栃木	2,145	1,726	80.5	218	12.6	381	342	89.8	55	16.1
	群馬	2,293	1,861	81.2	262	14.1	348	322	92.5	64	19.9
	新潟	2,024	1,656	81.8	227	13.7	293	268	91.5	51	19.0
	山梨	956	746	78.0	82	11.0	76	71	93.4	13	18.3
一都三県	長野	2,056	1,629	79.2	200	12.3	303	273	90.1	34	12.5
	埼玉	13,533	10,777	79.6	1,711	15.9	3,019	2,717	90.0	576	21.2
	千葉	10,872	8,582	78.9	1,394	16.2	2,416	2,141	88.6	426	19.9
	東京	35,674	27,617	77.4	4,666	16.9	8,750	7,776	88.9	1,669	21.5
	神奈川	18,012	14,336	79.6	2,335	16.3	4,282	3,842	89.7	794	20.7
	北陸・東海	富山	927	717	77.3	120	16.7	172	160	93.0	20
石川		1,331	1,055	79.3	125	11.8	226	207	91.6	34	16.4
福井		643	523	81.3	75	14.3	76	68	89.5	13	19.1
岐阜		2,366	1,938	81.9	301	15.5	331	299	90.3	56	18.7
静岡		4,808	3,867	80.4	552	14.3	786	712	90.6	127	17.8
愛知		10,637	8,630	81.1	1,466	17.0	2,074	1,873	90.3	348	18.6
近畿	三重	1,915	1,517	79.2	242	16.0	323	290	89.8	62	21.4
	滋賀	1,782	1,435	80.5	188	13.1	362	334	92.3	57	17.1
	京都	4,261	3,397	79.7	528	15.5	735	663	90.2	132	19.9
	大阪	15,873	12,822	80.8	1,885	14.7	3,332	2,977	89.3	532	17.9
	兵庫	8,559	6,929	81.0	1,099	15.9	1,616	1,430	88.5	301	21.0
	奈良	2,214	1,765	79.7	246	13.9	348	311	89.4	51	16.4
中国・四国	和歌山	860	681	79.2	104	15.3	86	76	88.4	10	13.2
	鳥取	371	297	80.1	49	16.5	43	37	86.0	9	24.3
	島根	615	497	80.8	78	15.7	81	69	85.2	13	18.8
	岡山	2,286	1,875	82.0	280	14.9	376	341	90.7	56	16.4
	広島	3,751	3,059	81.6	477	15.6	569	515	90.5	86	16.7
	山口	1,290	1,025	79.5	180	17.6	216	199	92.1	31	15.6
九州・沖縄	徳島	712	561	78.8	75	13.4	95	85	89.5	23	27.1
	香川	1,093	872	79.8	135	15.5	159	149	93.7	27	18.1
	愛媛	1,514	1,231	81.3	206	16.7	212	196	92.5	39	19.9
	高知	538	441	82.0	62	14.1	68	64	94.1	16	25.0
	福岡	8,796	7,053	80.2	1,006	14.3	1,905	1,751	91.9	285	16.3
	佐賀	751	617	82.2	76	12.3	112	107	95.5	26	24.3
九州・沖縄	長崎	1,318	1,079	81.9	141	13.1	213	196	92.0	32	16.3
	熊本	2,022	1,659	82.0	243	14.6	341	315	92.4	42	13.3
	大分	1,154	901	78.1	142	15.8	143	132	92.3	21	15.9
	宮崎	1,089	872	80.1	132	15.1	181	155	85.6	38	24.5
	鹿児島	2,063	1,683	81.6	227	13.5	208	190	91.3	23	12.1
	沖縄	2,898	2,353	81.2	261	11.1	349	308	88.3	54	17.5
【合計】		192,996	153,906	79.7	23,717	15.4	38,600	34,666	89.8	6,674	19.3



平成23年度
宅地建物取引主任者資格試験
問題と正解番号

(1) 問題

【問 1】 A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 Bは、甲土地は将来地価が高騰すると勝手に思い込んで売買契約を締結したところ、実際には高騰しなかった場合、動機の錯誤を理由に本件売買契約を取り消すことができる。
- 2 Bは、第三者であるCから甲土地がリゾート開発される地域内になるとだまされて売買契約を締結した場合、AがCによる詐欺の事実を知っていたとしても、Bは本件売買契約を詐欺を理由に取り消すことはできない。
- 3 AがBにだまされたとして詐欺を理由にAとB間の売買契約を取り消した後、Bが甲土地をAに返還せずにDに転売してDが所有権移転登記を備えても、AはDから甲土地を取り戻すことができる。
- 4 BがEに甲土地を転売した後に、AがBの強迫を理由にAとB間の売買契約を取り消した場合には、EがBによる強迫につき知らなかったときであっても、AはEから甲土地を取り戻すことができる。

【問 2】 Aは、自己所有の甲不動産を3か月以内に、1,500万円以上で第三者に売却でき、その代金全額を受領することを停止条件として、Bとの間でB所有の乙不動産を2,000万円で購入する売買契約を締結した。条件成就に関する特段の定め

はしなかった。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 乙不動産が値上がりしたために、Aに乙不動産を契約どおり売却しなくなったBが、甲不動産の売却を故意に妨げたときは、Aは停止条件が成就したものとみなしてBにAとB間の売買契約の履行を求めることができる。
- 2 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時から効力が生ずるだけで、停止条件の成否が未定である間は、相続することはできない。
- 3 停止条件の成否が未定である間に、Bが乙不動産を第三者に売却し移転登記を行い、Aに対する売主としての債務を履行不能とした場合でも、停止条件が成就する前の時点の行為であれば、BはAに対し損害賠償責任を負わない。
- 4 停止条件が成就しなかった場合で、かつ、そのことにつきAの責に帰すべき事由がないときでも、AはBに対し売買契約に基づき買主としての債務不履行責任を負う。

【問 3】 共有に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができるが、5年を超えない期間内であれば、分割をしない旨の契約をすることができる。
- 2 共有物である現物の分割請求が裁判所になされた場合において、分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は共有物の競

売を命じることができる。

- 3 各共有者は、共有物の不法占拠者に対し、妨害排除の請求を単独で行うことができる。
- 4 他の共有者との協議に基づかないで、自己の持分に基づいて1人で現に共有物全部を占有する共有者に対し、他の共有者は単独で自己に対する共有物の明渡しを請求することができる。

【問 4】 根抵当権に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 根抵当権者は、総額が極度額の範囲内であっても、被担保債権の範囲に属する利息の請求権については、その満期となった最後の2年分についてのみ、その根抵当権を行使することができる。
- 2 元本の確定前に根抵当権者から被担保債権の範囲に属する債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することはできない。
- 3 根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがないときは、一定期間が経過した後であっても、担保すべき元本の確定を請求することはできない。
- 4 根抵当権設定者は、元本の確定後であっても、その根抵当権の極度額を、減額することを請求することはできない。

【問 5】 AがBに対して1,000万円の代金債権を有しており、Aがこの代金債権をCに譲渡した場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 A B間の代金債権には譲渡禁止特約があり、Cがその特約の存在を知らないことにつき重大な過失がある場合には、Cはこの代金債権を取得することはできない。
- 2 AがBに対して債権譲渡の通知をすれば、その譲渡通知が確定日付によるものでなくても、CはBに対して自らに弁済するように主張することができる。
- 3 BがAに対して期限が到来した1,000万円の貸金債権を有していても、AがBに対して確定日付のある譲渡通知をした場合には、BはCに譲渡された代金債権の請求に対して貸金債権による相殺を主張することができない。
- 4 AがBに対する代金債権をDに対しても譲渡し、Cに対する債権譲渡もDに対する債権譲渡も確定日付のある証書でBに通知した場合には、CとDの優劣は、確定日付の先後ではなく、確定日付のある通知がBに到着した日時の先後で決まる。

【問 6】 Aは自己所有の甲建物をBに賃貸し賃料債権を有している。この場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aの債権者Cが、AのBに対する賃料債権を差し押さえた場合、Bは、その差し押さえ前に取得していたAに対する債権と、差し押さえにかかる賃料債務とを、その弁済期の先後にかかわらず、相殺適状になった段階で相殺し、Cに対抗することができる。
- 2 甲建物の抵当権者Dが、物上代位権を行使してAのBに対する賃料債権を

差し押さえた場合、Bは、Dの抵当権設定登記の後に取得したAに対する債権と、差し押さえにかかる賃料債務とを、相殺適状になった段階で相殺し、Dに対抗することができる。

- 3 甲建物の抵当権者Eが、物上代位権を行使してAのBに対する賃料債権を差し押さえた場合、その後に賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたとしても、Bは、差し押さえにかかる賃料債務につき、敷金の充当による当然消滅を、Eに対抗することはできない。
- 4 AがBに対する賃料債権をFに適法に譲渡し、その旨をBに通知したときは、通知時点以前にBがAに対する債権を有しており相殺適状になっていたとしても、Bは、通知後はその債権と譲渡にかかる賃料債務とを相殺することはできない。

【問 7】 Aは、Bに対し建物を賃貸し、Bは、その建物をAの承諾を得てCに対し適法に転貸している。この場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 BがAに対して賃料を支払わない場合、Aは、Bに対する賃料の限度で、Cに対し、Bに対する賃料を自分に直接支払うよう請求することができる。
- 2 Aは、Bに対する賃料債権に関し、Bが建物に備え付けた動産、及びBのCに対する賃料債権について先取特権を有する。
- 3 Aが、Bとの賃貸借契約を合意解除しても、特段の事情がない限り、Cに対して、合意解除の効果を対抗することができない。

- 4 Aは、Bの債務不履行を理由としてBとの賃貸借契約を解除するときは、事前にCに通知等をして、賃料を代払いする機会を与えなければならない。

【問 8】 AがBに対して金銭の支払いを求める場合における次の記述のうち、AのBに対する債権が契約に基づいて発生するものはどれか。

- 1 青信号で横断歩道を歩いていたAが、赤信号を無視した自動車にはねられてケガをした。運転者はBに雇用されていて、勤務時間中、仕事のために自動車を運転していた。Aが治療費として病院に支払った50万円の支払いをBに対して求める場合。
- 2 Aは、B所有の甲不動産の売却について、売買契約が締結されるに至った場合には売買代金の2%の報酬の支払いを受けるとして、Bから買主のあっせんの依頼を受けた。Aがあっせんした買主Cとの間で1,000万円の売買契約が成立したのでAがBに対して報酬として20万円の支払いを求める場合。
- 3 Bは、B所有の乙不動産をAに売却し、代金1,000万円の受領と同時に登記を移転して引渡しも終えていた。しかし、Bは、錯誤を理由に売買契約は無効であるとして、乙不動産を返還し、登記を戻すようにAに求めた。これに対し、AがBに対して、1,000万円（代金相当額）の返還を求める場合。
- 4 BはDに200万円の借金があり、その返済に困っているのを見かねたAが、Bから頼まれたわけではないが、Bに代わってDに対して借金の返済を行った。Bの意思に反する弁済ではないと

して、AがDに支払った200万円につき、AがBに対して支払いを求める場合。

【問 9】 次の1から4までの記述のうち、民法の規定及び下記判決文によれば、明らかに誤っているものはどれか。

(判決文)

売買の目的物である新築建物に重大な瑕疵がありこれを建て替えざるを得ない場合において、当該瑕疵が構造耐力上の安全性にかかわるものであるため建物が倒壊する具体的なおそれがあるなど、社会通念上、建物自体が社会的な価値を有しないと評価すべきものであるときには、上記建物の買主がこれに居住していたという利益については、当該買主からの工事施工者等に対する建て替え費用相当額の損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することはできないと解するのが相当である。

- 1 売買の目的物である新築建物に重大な瑕疵がありこれを建て替えざるを得ない場合、買主は、工事施工者に対して損害賠償請求をすることができる。
- 2 売買の目的物である新築建物に、建て替えざるを得ないような重大な隠れた瑕疵があつて契約の目的を達成できない場合には、買主は売買契約を解除することができる。
- 3 売買の目的物である新築建物に建て替えざるを得ない重大な瑕疵があり、同建物が社会通念上社会的な価値を有しないと評価すべきものである場合、当該建物が現実に倒壊していない

のであれば、買主からの工事施工者に対する建て替え費用相当額の損害賠償請求において、買主の居住利益が損害額から控除される。

- 4 売買の目的物である新築建物に建て替えざるを得ない重大な瑕疵があり、同建物が社会通念上社会的な価値を有しないと評価すべきものである場合、買主が当該建物に居住したまま工事施工者に対して建て替え費用相当額の損害賠償を請求しても、買主の居住利益が損害額から控除されることはない。

【問 10】 AがBから事業のために1,000万円を借り入れている場合における次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 AとBが婚姻した場合、AのBに対する借入金債務は混同により消滅する。
- 2 AがCと養子縁組をした場合、CはAのBに対する借入金債務についてAと連帯してその責任を負う。
- 3 Aが死亡し、相続人であるDとEにおいて、唯一の財産である不動産をDが相続する旨の遺産分割協議が成立した場合、相続債務につき特に定めがなくても、Bに対する借入金返済債務のすべてをDが相続することになる。
- 4 Aが死亡し、唯一の相続人であるFが相続の単純承認をすると、FがBに対する借入金債務の存在を知らなかったとしても、Fは当該借入金債務を相続する。

【問 11】 借地借家法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 建物の用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更その他の事情の変更により、現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。
- 2 賃貸借契約の更新の後において、借地権者が残存期間を超えて残存すべき建物を新たに築造することにつきやむを得ない事情があるにもかかわらず、借地権設定者がその建物の築造を承諾しないときは、借地権設定者が土地の賃貸借の解約の申入れをすることができない旨を定めた場合を除き、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。
- 3 借地権者が賃借権の目的である土地の上の建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が賃借権を取得しても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡を承諾しないときは、裁判所は、その第三者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。
- 4 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物を競売により取得した場合において、その第三者が賃借権を取得しても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡を承諾しないときは、裁判所は、その第三者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許

可を与えることができる。

【問 12】 Aが所有する甲建物をBに対して賃貸する場合の賃貸借契約の条項に関する次の記述のうち、民法及び借地借家法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 A B間の賃貸借契約が借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるか否かにかかわらず、Bの造作買取請求権をあらかじめ放棄する旨の特約は有効に定めることができる。
- 2 A B間で公正証書等の書面によって借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約を契約期間を2年として締結する場合、契約の更新がなく期間満了により終了することを書面を交付してあらかじめBに説明すれば、期間満了前にAがBに改めて通知しなくても契約が終了する旨の特約を有効に定めることができる。
- 3 法令によって甲建物を2年後には取り壊すことが明らかである場合、取り壊し事由を記載した書面によって契約を締結するのであれば、建物を取り壊すこととなる2年後には更新なく賃貸借契約が終了する旨の特約を有効に定めることができる。
- 4 A B間の賃貸借契約が一時使用目的の賃貸借契約であって、賃貸借契約の期間を定めた場合には、Bが賃貸借契約を期間内に解約することができる旨の特約を定めていなければ、Bは賃貸借契約を中途解約することはできない。

【問 13】 建物の区分所有等に関する法律（以下この問において「法」という。）に

関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 管理者は、利害関係人の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、規約の閲覧を拒んではならない。
- 2 規約に別段の定めがある場合を除いて、各共有者の共用部分の持分は、その有する専有部分の壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積の割合による。
- 3 一部共用部分に関する事項で区分所有者全員の利害に関係しないものは、区分所有者全員の規約に定めることができない。
- 4 法又は規約により集会において決議すべきとされた事項であっても、区分所有者全員の書面による合意があったときは、書面による決議があったものとみなされる。

【問 14】 不動産の登記に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 所有権の登記がない土地と所有権の登記がある土地との合筆の登記は、することができない。
- 2 権利の変更の登記又は更正の登記は、登記上の利害関係を有する第三者の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によってすることができる。
- 3 受益者又は委託者は、受託者に代わって信託の登記を申請することができる。
- 4 仮登記の抹消は、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。

【問 15】 国土利用計画法（以下この間において「法」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、この間において「事後届出」とは、法第23条に規定する都道府県知事への届出をいう。

- 1 都道府県知事は、法第24条第1項の規定による勧告に基づき当該土地の利用目的が変更された場合において、必要があると認めるときは、当該土地に関する権利の処分についてのあっせんその他の措置を講じなければならない。
- 2 都道府県知事が、監視区域の指定について土地利用審査会の確認を受けられなかったときは、その旨を公告しなければならない。なお、監視区域の指定は、当該公告があったときは、その指定の時にさかのぼって、その効力を失う。
- 3 Aが、市街化区域において、2,500㎡の工場建設用地を確保するため、そのうち、1,500㎡をB社から購入し、残りの1,000㎡はC社から贈与で取得した。この場合、Aは、事後届出を行う必要はない。
- 4 Dが所有する市街化調整区域内の土地5,000㎡とEが所有する都市計画区域外の土地12,000㎡を交換した場合、D及びEは事後届出を行う必要はない。

【問 16】 都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 都市計画区域は、市又は人口、就業者数その他の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交

通量その他の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を当該市町村の区域の区域内に限り指定するものとされている。

- 2 準都市計画区域については、都市計画に、高度地区を定めることはできるが、高度利用地区を定めることはできないものとされている。
- 3 都市計画区域については、区域内のすべての区域において、都市計画に、用途地域を定めるとともに、その他の地域地区で必要なものを定めるものとされている。
- 4 都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に必ず市街化区域と市街化調整区域との区分を定めなければならない。

【問 17】 都市計画法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、この間における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市及び特例市にあってはその長をいうものとする。

- 1 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議しなければならないが、常にその同意を得ることを求められるものではない。
- 2 市街化調整区域内において生産される農産物の貯蔵に必要な建築物の建築を目的とする当該市街化調整区域内における土地の区画形質の変更は、都道府県知事の許可を受けなくてよい。
- 3 都市計画法第33条に規定する開発許可の基準のうち、排水施設の構造及び

能力についての基準は、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に対しては適用されない。

- 4 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為は、当該開発行為が市街化調整区域内において行われるものであっても都道府県知事の許可を受けなくてよい。

【問 18】 建築基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合、原則として、当該建築物の全部について防火地域内の建築物に関する規定が適用される。
- 2 防火地域内においては、3階建て、延べ面積が200㎡の住宅は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 3 防火地域内において建築物の屋上に看板を設ける場合には、その主要部分を難燃材料で造り、又はおおわなければならない。
- 4 防火地域にある建築物は、外壁が耐火構造であっても、その外壁を隣地境界線に接して設けることはできない。

【問 19】 建築基準法（以下この間において「法」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。ただし、他の地域地区等の指定及び特定行政庁の許可については考慮しないものとする。

- 1 第二種住居地域内において、工場に併設した倉庫であれば倉庫業を営む倉庫の用途に供してもよい。
- 2 法が施行された時点で現に建築物が

立ち並んでいる幅員 4 m未満の道路は、特定行政庁の指定がなくとも法上の道路となる。

- 3 容積率の制限は、都市計画において定められた数値によるが、建築物の前面道路の幅員が12m未満である場合には、当該前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。）の幅員のメートルの数値に法第52条第2項各号に定められた数値を乗じたもの以下でなければならない。
- 4 建ぺい率の限度が10分の8とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物については建ぺい率の限度が10分の9に緩和される。

【問 20】 宅地造成等規制法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあってはその長をいうものとする。

- 1 都道府県知事は、造成宅地防災区域について、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置を講ずることにより当該区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、その指定を解除するものとする。
- 2 都道府県知事は、偽りによって宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 3 宅地造成工事規制区域内で過去に宅地造成に関する工事が行われ、現在は造成主とは異なる者がその工事が行われた宅地を所有している場合において、

当該宅地の所有者は宅地造成に伴う災害が生じないようにその宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。

- 4 宅地造成工事規制区域外において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、工事に着手する前に都道府県知事に届け出ればよい。

【問 21】 土地区画整理法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 土地区画整理組合の設立の認可の公告があった日後、換地処分公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地区画整理組合の許可を受けなければならない。
- 2 公共施設の用に供している宅地に対しては、換地計画において、その位置、地積等に特別の考慮を払い、換地を定めることができる。
- 3 区画整理会社が施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。
- 4 個人施行者は、換地処分を行う前において、換地計画に基づき換地処分を行うため必要がある場合においては、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる。

【問 22】 農地法（以下この問において「法」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 相続により農地を取得する場合は、法第3条第1項の許可を要しないが、遺産の分割により農地を取得する場合は、同項の許可を受ける必要がある。
- 2 競売により市街化調整区域内にある農地を取得する場合は、法第3条第1項又は法第5条第1項の許可を受ける必要はない。
- 3 農業者が、自らの養畜の事業のための畜舎を建設する目的で、市街化調整区域内にある150㎡の農地を購入する場合は、第5条第1項の許可を受ける必要がある。
- 4 市街化区域内にある農地を取得して住宅を建設する場合は、工事完了後遅滞なく農業委員会に届け出れば、法第5条第1項の許可を受ける必要はない。

【問 23】 印紙税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 当初作成した土地の賃貸借契約書において記載がされていなかった「契約期間」を補充するために「契約期間は10年とする」旨が記載された覚書を作成したが、当該覚書にも印紙税が課される。
- 2 本契約書を後日作成することを文書上で明らかにした、土地を8,000万円で譲渡することを証した仮契約書には、印紙税は課されない。
- 3 「甲土地を6,000万円、乙建物を3,500万円、丙建物を1,500万円で譲渡する」旨を記載した契約書を作成した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の記載金額は、6,000万円である。
- 4 「Aの所有する土地（価額7,000万円）とBの所有する土地（価額1億円）と

を交換し、AはBに差額3,000万円支払う」旨を記載した土地交換契約書を作成した場合、印紙税の課税標準となる当該契約書の記載金額は、3,000万円である。

【問 24】 固定資産税に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 固定資産税の納税者は、減免申請に対する不許可処分の不服申立てに対して固定資産評価審査委員会が行った却下決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。
- 2 市町村長は、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。
- 3 家屋について賃借権を有する者は、固定資産課税台帳のうち当該権利の目的である家屋の敷地である土地について記載された部分を閲覧することができる。
- 4 市町村は、独立行政法人に対しては、固定資産税を課することができない。

【問 25】 地価公示法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 公示区域とは、土地鑑定委員会が都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において定める区域である。
- 2 土地収用法その他の法律によって土地を収用することができる事業を行う者は、公示区域内の土地を当該事業の用に供するため取得する場合において、当該土地の取得価格を定めるときは、公示価格を規準としなければならない。

3 土地の取引を行う者は、取引の対象土地に類似する利用価値を有すると認められる標準地について公示された価格を指標として取引を行わなければならない。

4 土地鑑定委員会が標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定したときは、当該価格については官報で公示する必要があるが、標準地及びその周辺の土地の利用の現況については官報で公示しなくてもよい。

【問 26】 宅地建物取引業の免許（以下この間において「免許」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 宅地建物取引業を営もうとする者は、同一県内に2以上の事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 Aが、B社が甲県に所有する1棟のマンション（20戸）を、貸主として不特定多数の者に反復継続して転貸する場合、Aは甲県知事の免許を受けなければならない。

3 C社が乙県にのみ事務所を設置し、Dが丙県に所有する1棟のマンション（10戸）について、不特定多数の者に反復継続して貸借の代理を行う場合、C社は乙県知事の免許を受けなければならない。

4 宅地建物取引業を営もうとする者が、国土交通大臣又は都道府県知事から免許を受けた場合、その有効期間は、国土交通大臣から免許を受けたときは5年、都道府県知事から免許を受けたときは3年である。

【問 27】 宅地建物取引業の免許（以下この間において「免許」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1 A社の役員Bは、宅地建物取引業者C社の役員として在籍していたが、その当時、C社の役員Dがかつて禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過していないとしてC社は免許を取り消されている。この場合、A社は、C社が免許を取り消されてから5年を経過していなくても、免許を受けることができる。

2 E社の役員のうち、刑法第246条の詐欺罪により罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しない者がいる場合、E社は免許を受けることができない。

3 F社の役員のうち、指定暴力団の構成員がいた場合、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反していなくても、F社は免許を受けることができない。

4 宅地建物取引業者G社は、引き続いて1年以上事業を休止したときは、免許の取消しの対象となる。

【問 28】 宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）に規定する取引主任者及び宅地建物取引主任者証（以下この間において「取引主任者証」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1 宅地建物取引業者は、20戸以上の一団の分譲建物の売買契約の申込みのみを受ける案内所を設置し、売買契約の

締結は事務所で行う場合、当該案内所には専任の取引主任者を置く必要はない。

- 2 未成年者は、成年者と同一の行為能力を有していたとしても、成年に達するまでは取引主任者の登録を受けることができない。
- 3 取引主任者は、法第35条の規定による重要事項説明を行うにあたり、相手方から請求があった場合にのみ、取引主任者証を提示すればよい。
- 4 宅地建物取引主任者資格試験に合格した日から1年以内に取り引主任者証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事の指定する講習を受講する必要はない。

【問 29】 取引主任者の登録に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 不正の手段により免許を受けたとしてその免許の取消しを受けた法人において役員ではない従業者であった者は、当該免許取消しの日から5年を経過しなければ、登録を受けることができない。
- 2 取引主任者が、刑法第204条の傷害罪により罰金の刑に処せられ、登録が消除された場合は、当該登録が消除された日から5年を経過するまでは、新たな登録を受けることができない。
- 3 宅地建物取引業者（甲県知事免許）に勤務する取引主任者（甲県知事登録）が、乙県に住所を変更するとともに宅地建物取引業者（乙県知事免許）に勤務先を変更した場合は、乙県知事に登録の移転の申請をしなければならない。

- 4 宅地建物取引業者（甲県知事免許）に勤務する取引主任者（甲県知事登録）が、乙県知事に登録の移転の申請をするとともに宅地建物取引主任者証の交付の申請をした場合は、乙県知事は、登録後、移転申請前の宅地建物取引主任者証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする宅地建物取引主任者証を交付しなければならない。

【問 30】 宅地建物取引業者A社（甲県知事免許）の営業保証金に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 A社は、甲県の区域内に新たに支店を設置し宅地建物取引業を営もうとする場合、甲県知事にその旨の届出を行うことにより事業を開始することができるが、当該支店を設置してから3月以内に、営業保証金を供託した旨を甲県知事に届け出なければならない。
- 2 甲県知事は、A社が宅地建物取引業の免許を受けた日から3月以内に営業保証金を供託した旨の届出をしないとときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならないが、その催告が到達した日から1月以内にA社が届出をしないとときは、A社の免許を取り消すことができる。
- 3 A社は、宅地建物取引業の廃業により営業保証金を取り戻すときは、営業保証金の還付を請求する権利を有する者（以下この問において「還付請求権者」という。）に対して公告しなければならないが、支店の廃止により営業保証金を取り戻すときは、還付請求権者に対して公告する必要はない。

4 A社は、宅地建物取引業の廃業によりその免許が効力を失い、その後自らを売主とする取引が終了した場合、廃業の日から10年経過していれば、還付請求権者に対して公告することなく営業保証金を取り戻すことができる。

【問 31】 宅地建物取引業者A社が、Bから自己所有の宅地の売買の媒介を依頼された場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 A社は、Bとの間で締結した媒介契約が専任媒介契約であるか否かにかかわらず、所定の事項を指定流通機構に登録しなければならない。
- 2 A社は、Bとの間で専任媒介契約を締結したときは、Bからの申出があれば、所定の事項を指定流通機構に登録しない旨の特約を定めることができる。
- 3 A社は、Bとの間で専任媒介契約を締結し、所定の事項を指定流通機構に登録したときは、その登録を証する書面を遅滞なくBに引き渡さなければならない。
- 4 A社は、Bとの間で専任媒介契約を締結した場合、当該宅地の売買契約が成立したとしても、その旨を指定流通機構に通知する必要はない。

【問 32】 宅地建物取引業者が行う宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項の説明に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 建物の貸借の媒介を行う場合、借賃以外に授受される金銭の額については

説明しなければならないが、当該金銭の授受の目的については説明する必要はない。

- 2 昭和60年10月1日に新築の工事に着手し、完成した建物の売買の媒介を行う場合、当該建物が指定確認検査機関による耐震診断を受けたものであっても、その内容は説明する必要はない。
- 3 建物の売買の媒介を行う場合、当該建物が宅地造成等規制法の規定により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨を説明しなければならないが、当該建物の貸借の媒介を行う場合においては、説明する必要はない。
- 4 自ら売主となって建物の売買契約を締結する場合、買主が宅地建物取引業者でないときは、当該建物の引渡時期を説明する必要がある。

【問 33】 宅地建物取引業者A社は、自ら売主として宅地建物取引業者である買主B社と宅地の売買について交渉したところ、大筋の合意を得て、重要事項説明を翌日に行うこととした。しかし、重要事項説明の予定日の朝、A社の唯一の取引主任者である甲が交通事故に遭い、5日間入院することとなった。この場合におけるA社の行為に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反しないものはどれか。

- 1 A社の代表者である乙は、取引主任者ではないが契約締結権限をもつ代表者であるため、甲を代理してB社の代表者丙に対し、甲の宅地建物取引主任者証を提示した上、重要事項説明を行った。なお、乙は宅地建物取引業に30年間携わったベテランであったことも

あり、説明の内容に落ち度はなかった。

- 2 A社の従業者である丁は、有効期間は満了しているが、宅地建物取引主任者証を持っていたため、丁がその宅地建物取引主任者証を提示した上、B社の代表者丙に重要事項説明を行った。
- 3 事情を知ったB社の代表者丙から、「自分も宅地建物取引業に長年携わっているので、重要事項説明は契約後でも構わない」という申出があったため、重要事項説明は契約締結後に退院した甲が行った。
- 4 事情を知ったB社と合意の上、A社は重要事項を記載した書面を交付するにとどめ、退院後、契約締結前に甲が重要事項説明を行った。

【問 34】 宅地建物取引業法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、この問において、「35条書面」とは、同法第35条の規定に基づく重要事項を記載した書面を、「37条書面」とは、同法第37条の規定に基づく契約の内容を記載した書面をいうものとする。

- 1 宅地建物取引業者は、抵当権に基づく差押えの登記がされている建物の貸借の媒介をするにあたり、貸主から当該登記について告げられなかった場合であっても、35条書面及び37条書面に当該登記について記載しなければならない。
- 2 宅地建物取引業者は、37条書面の作成を取引主任者でない従業者に行わせることができる。
- 3 宅地建物取引業者は、その媒介により建物の貸借の契約が成立した場合、天災その他不可抗力による損害の負担

に関する定めがあるときには、その内容を37条書面に記載しなければならない。

- 4 37条書面に記名押印する取引主任者は、35条書面に記名押印した取引主任者と必ずしも同じ者である必要はない。

【問 35】 宅地建物取引業者A社が、自ら売主として宅地建物取引業者でない買主Bとの間で締結した投資用マンションの売買契約について、Bが宅地建物取引業法第37条の2の規定に基づき、いわゆるクーリング・オフによる契約の解除をする場合における次の記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- ア A社は、契約解除に伴う違約金の定めがある場合、クーリング・オフによる契約の解除が行われたときであっても、違約金の支払を請求することができる。
 - イ A社は、クーリング・オフによる契約の解除が行われた場合、買受けの申込み又は売買契約の締結に際し受領した手付金その他の金銭の倍額をBに償還しなければならない。
 - ウ Bは、投資用マンションに関する説明を受ける旨を申し出た上で、喫茶店で買受けの申込みをした場合、その5日後、A社の事務所で売買契約を締結したときであっても、クーリング・オフによる契約の解除をすることができる。
- 1 ア、イ
 - 2 ア、ウ
 - 3 イ、ウ
 - 4 ア、イ、ウ

【問 36】 宅地建物取引業者が行う広告に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事が完了するまでの間は、当該工事に必要な都市計画法に基づく開発許可、建築基準法に基づく建築確認その他法令に基づく許可等の処分があった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物の売買その他の業務に関する広告をすることはできない。
- 2 宅地建物取引業者が、複数の区画がある宅地の売買について、数回に分けて広告をするときは、最初に行う広告以外には取引態様の別を明示する必要はない。
- 3 宅地建物取引業者は、建物の貸借の媒介において広告を行った場合には、依頼者の依頼の有無にかかわらず、報酬とは別に、当該広告の料金に相当する額を受領することができる。
- 4 宅地建物取引業の免許を取り消された者は、免許の取消し前に建物の売買の広告をしていれば、当該建物の売買契約を締結する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなされる。

【問 37】 宅地建物取引業者A社が、自ら売主として宅地建物取引業者でない買主Bとの間で締結する建築工事完了後の建物の売買契約に関する次の記述のうち、民法及び宅地建物取引業法の規定並びに判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 当該契約の締結に際し、BがA社に

手付金を支払い、さらに中間金を支払った場合、Bは、A社が契約の履行に着手しないときであっても、支払った手付金を放棄して契約の解除をすることができない。

- 2 当該契約の締結に際し、A社がBから代金の額の10分の2の手付金を受領する場合には、当該手付金を受領するまでに、宅地建物取引業法第41条の2の規定に基づく保全措置を講じなければならない。
- 3 当該契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、違約金を定める場合、これらを合算した額について代金の額の10分の1とする旨の特約を定めることができる。
- 4 当該契約において、Bが^{かし}瑕疵担保責任に基づく請求をすることができる期間として、Bが^{かし}瑕疵を発見した時から2年間とする旨の特約を定めることができる。

【問 38】 宅地建物取引業者A社が、自ら売主として宅地建物取引業者でない買主Bと建築工事完了前のマンション（代金3,000万円）の売買契約を締結し、Bから手付金200万円を受領した。この場合において、宅地建物取引業法第41条第1項の規定による手付金等の保全措置（以下この問において「保全措置」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 A社が銀行との間で保証委託契約を締結することにより保全措置を講じている場合、当該措置内容は、少なくともA社が受領した手付金の返還債務の

全部を保証するものでなければならない。

- 2 A社が保険事業者との間で保証保険契約を締結することにより保全措置を講じている場合、当該措置内容は、少なくとも当該保証保険契約が成立したときから建築工事の完了までの期間を保険期間とするものでなければならない。
- 3 Bが売買契約締結前に申込証拠金5万円を支払っている場合で、当該契約締結後、当該申込証拠金が代金に充当されるときは、A社は、その申込証拠金に相当する額についても保全措置を講ずる必要がある。
- 4 A社は、売買契約締結後の建築工事中に、さらに200万円を中間金としてBから受領する場合、当該中間金についても保全措置を講ずる必要がある。

【問 39】 宅地建物取引業者A社が、自ら売主として行う宅地（代金3,000万円）の売買に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反するものはどれか。

- 1 A社は、宅地建物取引業者である買主B社との間で売買契約を締結したが、B社は支払期日までに代金を支払うことができなかった。A社は、B社の債務不履行を理由とする契約解除を行い、契約書の違約金の定めに基づき、B社から1,000万円の違約金を受け取った。
- 2 A社は、宅地建物取引業者でない買主Cとの間で、割賦販売の契約を締結したが、Cが賦払金の支払を遅延した。A社は20日の期間を定めて書面にて支払を催告したが、Cがその期間内に賦払金を支払わなかったため、契約を解

除した。

- 3 A社は、宅地建物取引業者でない買主Dとの間で、割賦販売の契約を締結し、引渡しを終えたが、Dは300万円しか支払わなかったため、宅地の所有権の登記をA社名義のままにしておいた。
- 4 A社は、宅地建物取引業者である買主E社との間で、売買契約を締結したが、^{かし}瑕疵担保責任について、「隠れたる^{かし}瑕疵による契約の解除又は損害賠償の請求は、契約対象物件である宅地の引渡しの日から1年を経過したときはできない」とする旨の特約を定めていた。

【問 40】 宅地建物取引業者A社（消費税課税事業者）は貸主Bから建物の貸借の代理の依頼を受け、宅地建物取引業者C社（消費税課税事業者）は借主Dから媒介の依頼を受け、BとDの間で賃貸借契約を成立させた。この場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）の規定によれば誤っているものはどれか。なお1か月分の借賃は10万円である。

- 1 建物を住居として貸借する場合、C社は、Dから承諾を得ているときを除き、52,500円を超える報酬をDから受領することはできない。
- 2 建物を店舗として貸借する場合、A社がBから105,000円の報酬を受領するときは、C社はDから報酬を受領することはできない。
- 3 建物を店舗として貸借する場合、本件賃貸借契約において300万円の権利金（返還されない金銭）の授受があるときは、A社及びC社が受領できる報酬の額の合計は、294,000円以内である。

4 C社は、Dから媒介報酬の限度額まで受領できるほかに、法第37条の規定に基づく契約の内容を記載した書面を作成した対価として、文書作成費を受領することができる。

【問 41】 宅地建物取引業者A社が行う業務に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定に違反するものはいくつあるか。

ア A社は、建物の販売に際して、買主が手付として必要な額を持ち合わせていなかったため、手付を貸し付けることにより、契約の締結を誘引した。

イ A社は、建物の販売に際して、短時間であったが、私生活の平穩を害するような方法により電話勧誘を行い、相手方を困惑させた。

ウ A社は、建物の販売に際して、売買契約の締結後、買主から手付放棄による契約解除の申出を受けたが、正当な理由なく、これを拒んだ。

エ A社は、建物の売買の媒介に際して、売買契約の締結後、買主に対して不当に高額な報酬を要求したが、買主がこれを拒んだため、その要求を取り下げた。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

【問 42】 宅地建物取引業者A社（甲県知事免許）がマンション（100戸）を分譲する場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）の規定によれば、正しいものは

いくつあるか。

ア A社が宅地建物取引業者B社にマンションの販売代理を一括して依頼する場合、B社が設置する案内所について、A社は法第50条第2項の規定に基づく業務を行う場所の届出を行わなければならない。

イ A社は、売買契約の締結をせず、契約の申込みの受付も行わない案内所を設置する場合、法第50条第1項に規定する標識を掲示する必要はない。

ウ A社がマンションの分譲のために案内所を乙県に設置する場合には、業務を開始する日の10日前までに、乙県知事に法第50条第2項の規定に基づく業務を行う場所の届出を行わなければならない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 なし

【問 43】 宅地建物取引業保証協会（以下この間において「保証協会」という。）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）の規定によれば、正しいものはどれか。

1 宅地建物取引業者が保証協会に加入しようとするときは、当該保証協会に弁済業務保証金分担金を金銭又は有価証券で納付することができるが、保証協会が弁済業務保証金を供託所に供託するときは、金銭でなければならない。

2 保証協会は、宅地建物取引業の業務に従事し、又は、従事しようとする者

に対する研修を行わなければならないが、取引主任者については、法第22条の2の規定に基づき都道府県知事が指定する講習をもって代えることができる。

- 3 保証協会に加入している宅地建物取引業者（甲県知事免許）は、甲県の区域内に新たに支店を設置する場合、その日までに当該保証協会に追加の弁済業務保証金分担金を納付しないときは、社員の地位を失う。
- 4 保証協会は、弁済業務保証金から生ずる利息又は配当金、及び、弁済業務保証金準備金を弁済業務保証金の供託に充てた後に社員から納付された還付充当金は、いずれも弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

【問 44】 宅地建物取引業法の規定に基づく監督処分に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 国土交通大臣は、すべての宅地建物取引業者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、宅地建物取引業者に対し、業務の停止を命じ、又は必要な指示をしようとするときは聴聞を行わなければならない。
- 3 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業法に違反した場合に限り、監督処分の対象となる。
- 4 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業法第15条に規定する専任の取引主任者の設置要件を欠くこととなった場合、2週間以内に当該要件を満たす措置を執らなければ監督処分の対象となる。

【問 45】 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結（以下この間において「資力確保措置」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 宅地建物取引業者は、自ら売主として建設業者である買主との間で新築住宅の売買契約を締結し、当該住宅を引き渡す場合、資力確保措置を講じる必要はない。
- 2 自ら売主として新築住宅を宅地建物取引業者でない買主に引き渡した宅地建物取引業者は、基準日に係る資力確保措置の状況の届出をしなければ、当該基準日以後、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結することができない。
- 3 自ら売主として新築住宅を販売する宅地建物取引業者は、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をする場合、当該住宅の売買契約を締結するまでに、当該住宅の買主に対し、供託所の所在地等について記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 4 住宅販売瑕疵担保責任保険契約は、新築住宅の買主が保険料を支払うことを約し、住宅瑕疵担保責任保険人と締結する保険契約であり、当該住宅の引渡しを受けた時から10年間、当該住宅の瑕疵によって生じた損害について保険金が支払われる。

【問 46】 独立行政法人住宅金融支援機構（以下この間において「機構」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 機構は、バリアフリー性、省エネルギー性、耐震性、耐久性・可変性に優れた住宅において、優良住宅取得支援制度を設けている。
- 2 機構は、証券化支援事業（保証型）において、高齢者が自ら居住する住宅に対してバリアフリー工事又は耐震改修工事を行う場合に、債務者本人の死亡時に一括して借入金の元金を返済する制度を設けている。
- 3 機構は、証券化支援事業（買取型）において、民間金融機関が貸し付ける長期・固定金利の住宅ローン債権を買取りの対象としている。
- 4 機構は、経済情勢の著しい変動に伴い、住宅ローンの元利金の支払いが著しく困難となった場合に、償還期間の延長等の貸付条件の変更を行っている。

【問 47】 宅地建物取引業者が行う広告等に関する次の記述のうち、不当景品類及び不当表示防止法（不動産の表示に関する公正競争規約を含む。）の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 分譲宅地（50区画）の販売広告を新聞折込チラシに掲載する場合、広告スペースの関係ですべての区画の価格を表示することが困難なときは、1区画当たりの最低価格、最高価格及び最多価格帯並びにその価格帯に属する販売区画数を表示すれば足りる。
- 2 新築分譲マンションの販売において、モデル・ルームは、不当景品類及び不当表示防止法の規制対象となる「表示」には当たらないため、実際の居室には付属しない豪華な設備や家具等を設置した場合であっても、当該家具等は実

際の居室には付属しない旨を明示する必要はない。

- 3 建売住宅の販売広告において、実際に当該物件から最寄駅まで歩いたときの所要時間が15分であれば、物件から最寄駅までの道路距離にかかわらず、広告中に「最寄駅まで徒歩15分」と表示することができる。
- 4 分譲住宅の販売広告において、当該物件周辺の地元住民が鉄道会社に駅の新設を要請している事実が報道されていれば、広告中に地元住民が要請している新設予定時期を明示して、新駅として表示することができる。

【問 48】 宅地建物の統計等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 平成23年地価公示（平成23年3月公表）によれば、平成22年の1年間の地価変動率は、全国平均で住宅地がマイナス2.7%、商業地がマイナス3.8%となっており、住宅地は下落率が縮小したものの、商業地は引き続き下落率が拡大している。
- 2 平成23年版土地白書（平成23年6月公表）によれば、平成22年の売買による土地所有権移転登記の件数は全国で115.4万件となっており、対前年度比2.2%減とここ数年減少が続いている。
- 3 住宅着工統計（国土交通省、平成23年1月公表）によれば、平成22年の新設住宅着工戸数は、対前年比では3.1%増で、そのうち、持家、貸家、分譲住宅とも前年に比べ増加した。
- 4 平成21年度法人企業統計年報（財務省、平成22年9月公表）によれば、平成21年度における不動産業の経常利益

は約3兆1,000億円となっており、対前年度比5.8%減となった。

【問 49】 土地に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1 住宅地としての立地条件として最も基本的な条件は、地形、地盤に関することである。
- 2 山麓部の利用に当たっては、背後の地形、地質、地盤について十分吟味する必要がある。
- 3 低地は一般に津波や地震などに対して弱く、防災的見地からは住宅地として好ましくない。
- 4 埋立地は一般に海面に対して数mの比高を持ち、干拓地より災害に対して危険である。

【問 50】 建築物の構造に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1 ラーメン構造は、柱とはりを組み合わせた直方体で構成する骨組である。
- 2 トラス式構造は、細長い部材を三角形に組み合わせた構成の構造である。
- 3 アーチ式構造は、スポーツ施設のような大空間を構成するには適していない構造である。
- 4 壁式構造は、柱とはりではなく、壁板により構成する構造である。

平成23年度宅地建物取引主任者資格試験正解番号表

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
4	1	4	2	3	1	4	2	3	4
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
3	2	3	4	3	2	4	1	3	4
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
1	3	1	3	2	3	2	4	4	2
問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40
3	2	4	1	1	1	1	2	2	4
問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50
4	1	4	3	3	2	1	正答なし	4	3